



国民年金受給権者現況届が不要となります

弘前社会保険事務所

今年十月から受給者の皆さまの現況（生存）確認は住民基本台帳ネットワークを活用して行うことになりました。これにより、十二月生まれの方から現況届の提出は原則として不要になります。

ただし、次の方はこれ以後も現況届の提出が必要です。

- ① 社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方
- ② 外国籍（外国人登録）の方
- ③ 外国に居住している方

また、次の場合は、現況届以外の届が引き続き必要です。

- ① 加給年金を受けられている場合は「生計維持確認届」
- ② 障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要など※提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の皆さまへ送付されます。
- ◆ 問い合わせ先

弘前社会保険事務所 給付課
☎0172-27-1330
9)

農家の皆さんりんご共済に加入しませんか

津軽広域農業共済組合

毎年のように台風が本県に接近し、りんごの落果被害が発生しています。りんご農家の経営安定の

ために、平成十九年産りんご共済への加入をお勧めします。

◆ 加入方式は次の四つの中から自分の園地条件に合った方式を選ぶことができます。

- ① 被害選択方式（特定危険方式）
風による落果被害だけが対象となるものや、ひょうや霜による被害をセットにしたものがあります。いずれも、加入園地全体の二割を超える被害から共済金支払いの対象となります。
- ② 園地ごと被害選択方式（樹園地単位方式）
被害選択方式同様の被害対象で、加入園地ごとに、三割を超える被害から共済金支払いの対象となります。
- ③ 総合方式
風、ひょう、霜、その他の自然災害から病害虫、鳥獣害などほとんどの被害に対応し、加入園地全体の三割を超える被害から共済金支払いの対象となります。
- ④ 園地ごと総合方式
総合方式同様の被害対象で、加入園地ごとに四割を超える被害から共済金支払いの対象となります。

◆ 被害の計算方法

いずれの加入方式も、早生・中生・晩生に分けて共済金を計算します。

◆ 掛け金と補償金額

りんごの品種や加入方式ごと

に、金額は異なります。

◆ 加入の受付日

①・②の方式：平成十八年十二月一日から（十九年産が対象になります）

③・④の方式：平成十九年六月五日から（二十年産が対象になります）

◆ 問い合わせ先

津軽広域農業共済組合 果樹課
☎33-1513

戦没者ご遺族へ特別弔慰金が支給されます

保健福祉課

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成十七年四月一日において公務扶助料や遺族年金などを受けられない場合、第八回特別弔慰金として額面四十万円、十年償還の記名国債が支給されますが該当する方は請求手続きが必要です。

◆ 対象となるご遺族

次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- 一、弔慰金の受給権者
- 二、戦没者の子
- 三、戦没者などと生計関係を有しており、かつ戦没者と氏名が同じである①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- 四、右記三以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- 五、右記一から四以外のご遺族

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けられるための行政相談と人権相談を行っています。

十二月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽にお問い合わせください。

■ 十二月六日（水）、十一日（月）

■ 午前十時～午後三時
■ 鶴田町国際交流会館 一階 102会議室

今月の納税

国民健康保険税
第5期
納期限11月30日(木)

固定資産税
第4期
納期限11月30日(木)

で戦没者などと死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた三親等内の親族

◆請求に必要な書類

- ①請求書
- ②現況申立書
- ③請求同意書または請求同意書を提出できない旨の申立書（同順位者がいるとき）
- ④印鑑等届出書
- ⑤戸籍書類

- 請求者の戸籍抄本
- 戦没者などの死亡当時における戦没者などと請求者の続柄を証する戸籍など

※①～④の用紙は受付窓口に備えています。

◆請求期限

平成二十年三月三十一日

◆請求窓口・問い合わせ先

保健福祉課 福祉係（内線132）

学校給食用のリンゴをご提供ください

学校給食共同調理所

学校給食では、十月から三月までの期間毎食子供たちにリンゴを提供しており、子どもたちにも大変好評です。このように、毎食リンゴを提供しているのは県内では当町だけで、全国的にも例がありません。リンゴを毎日食べているうちに子どもたちが積極的にリン

ゴを食べるようになったという声が聞えてきております。子供たちにリンゴを食べる習慣を身につけて、リンゴの消費拡大に結び付けたいと思っております。

一籠でもかまいませんので、子どもたちに食べさせるリンゴを提供してくれる方はいらっしゃいませんか。学校に箱を用意していただきますので、直接学校に持っていても結構です。また量が多く運ぶのが難しい場合は、学校給食共同調理所までご連絡ください。

◆連絡先

学校給食共同調理所 松山
☎2213171

バス運行路線の廃止について

企画課

現在「五所川原～鶴田線（横蒔経由）」のバスが、一日三往復運行されておりますが通勤、通学の利用者が極めて少ない状況です。

そのため、弘南バス株式会社が経営維持困難の理由から青森県バス交通対策協議会に廃止を提案し、このたび承認されましたのでお知らせします。

◆廃止年月日

平成十八年十二月一日（金）

◆問い合わせ先

企画課 計画推進係（内線261）



乳幼児健康診査

4か月児健康診査

- 月 日 12月6日（水）
- 受 付 午後1時～1時10分
- 場 所 鶴遊館
- 対 象 平成18年7月生まれ

10か月児健康診査

- 月 日 12月6日（水）
- 受 付 午後1時30分～1時40分
- 場 所 鶴遊館
- 対 象 平成18年1月生まれ

1歳6か月児健康診査

- 月 日 12月20日（水）
- 受 付 午後0時30分～0時40分
- 場 所 鶴遊館
- 対 象 平成17年3・4・5月生まれ

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。



B C G

B C G接種には事前の電話申し込みが必要となります。母子手帳を確認の上、お申し込みください。（定員に達し次第、次回の接種日となります）

- 月 日 12月13日（水）
- 受 付 午後1時～1時30分（要電話申し込み）
- 場 所 鶴田町立中央病院
- 対 象 生後6か月未満の乳児

※申し込み・問い合わせ先
保健福祉課 衛生係（内線138・139）



献 血

- 月 日 12月13日（水）
- 時 間 午前10時～午後4時
- 場 所 豊明館
- 対 象 満16歳～満64歳

子育て講演会

テーマ『みんなで考えよう親子の絆』

- 日 時 12月9日（土）
午前10時～11時30分
- 場 所 鶴遊館
- 講 師 東北女子短期大学
助教授 島内智秋先生

※当日は保育室を用意します。希望者は12月1日（金）までにお申し込みください。

新消防団長を
紹介します



辞令交付を受ける下山正彦消防団長

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 教育委員会
☎2212111
内線210・250
- 公民館
☎2216017

■月～金曜日 午前八時三十分～午後四時三十分（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

夕ぐれ窓口

十二月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民課窓口で開設します。

■十二月一日（金）、十五日（金）

■午後五時十五分～六時十五分

閉庁後に戸籍抄本・謄本（午後五時までに電話での申し込みが必要）や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。